

事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について(平成16年6月21日付け基発第0621004号) 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第2 細部事項 1 事務所衛生基準規則の一部改正 (4) 第8条関係 イ ホルムアルデヒドの量を測定する測定器において、「これと同等以上の性能を有する測定器」としては、平成14年3月15日付け基発第0315002号「職域における屋内空気中のホルムアルデヒド濃度低減のためのガイドラインについて」(以下「ガイドライン通達」という。)中の別添1の3の<u>   </u>に掲げる測定方法等で使用する「検知管」、「デジタル計測器」等がこれに該当するものであること。 ロ ホルムアルデヒドの量の測定方法等については、ガイドライン通達中の別添1の3の<u>   </u>に掲げる測定方法等により実施するものであること。</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>第2 細部事項 1 事務所衛生基準規則の一部改正 (4) 第8条関係 イ ホルムアルデヒドの量を測定する測定器において、「これと同等以上の性能を有する測定器」としては、平成14年3月15日付け基発第0315002号「職域における屋内空気中のホルムアルデヒド濃度低減のためのガイドラインについて」(以下「ガイドライン」という。)中の別紙の1の(3)に掲げる測定方法等で使用する「検知管」、「デジタル計測器」等がこれに該当するものであること。 ロ ホルムアルデヒドの量の測定方法等については、ガイドライン中の別紙の1の(3)に掲げる測定方法等により実施するものであること。 なお、「<u>4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1・2・4-トリアゾール法</u>」は、ガイドライン中の別紙1の(3)のオの「<u>上記と同等以上の性能を有する方法</u>」に含まれるものであること。</p>